

事 務 連 絡
平成29年8月23日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

公共事業労務費調査における

有効回答の向上対策及び留意点について(協力依頼)

貴団体におかれましては、公共事業労務費調査についてご協力を頂き、御礼申し上げます。

公共事業労務費調査では、建設労働者の賃金を確認するため、労働基準法で調製が義務づけられている賃金台帳や就業規則等を必要な資料として参照しています。

一方、近年の労務費調査においてはかなりの調査データが棄却されており、その理由は、賃金台帳や就業規則等が適正に作成されておらず、調査表に記入していただいた内容が確認できないためとなっています。(例えば、就業規則に記載された労働時間が、法定労働時間(週40時間以内)を越えている、など)

調査にご協力いただき収集したデータの棄却を防ぐため、貴団体の会員等(会社や個人)に対し、以下の点の周知について、特段のご協力をお願いします。

(周知いただきたい対象)

貴団体で、労務費調査の対象となる可能性のある会員等(会社や個人)

(周知いただきたい内容)

関係各位が実施している説明会等において、

・添付資料に基づき、賃金台帳や就業規則等の準備・確認の呼びかけ(資料1、2)

・添付資料に基づき、今年度労務費調査における留意点を説明(資料3)

をお願いします。

なお、同内容の詳細については、公共事業労務費調査地方連絡協議会による労務費調査の対象となった企業に対する説明会等でも配付、説明する予定です。

(期待される周知の効果)

- ・賃金台帳・就業規則等の整備が十分でない企業に対する整備の促進
- ・特に、法定労働時間(週40時間以内)の遵守
- ・今回調査の留意点を周知することにより、作成いただくデータの棄却防止